

# テレワーク推進強化奨励金

## 取組期間延長のお知らせ

東京都と公益財団法人東京しごと財団では、「テレワーク推進強化奨励金」の取組期間を令和5年5月7日(日)まで延長しますのでお知らせします。

### 1. 事業概要

▶ 「テレワーク推進リーダー」を設置した都内中小企業等が、「週3日・社員の7割以上」、1か月間または2か月間、テレワークを実施した場合、通信費など企業が負担・支出した経費に基づき算定した最大50万円の定額の奨励金を支給

◆対象 常時雇用する労働者が1名～300名以下の都内中小企業等

◆要件 ①「テレワーク東京ルール」実践企業宣言及び「テレワーク推進リーダー」を登録  
②テレワーク推進強化期間中 (R3.12/6～R5.5/7) に、テレワークが仕事になじむ社員のうち、「週3日・社員の7割以上」、1か月間または2か月間テレワークを実施

◆奨励金額 ※その他要件あり

テレワーク実施人数	70人以上	50人以上	30人以上	30人未満	小規模企業特例	
					2か月コース	1か月コース
2か月コース	50万円	35万円	20万円	13万円	7万円	7万円
1か月コース	25万円	15万円	10万円	7万円	7万円	5万円

◆対象経費 通信費、機器リース料、ソフト利用料、テレワーク手当、サテライトオフィス利用料など、社員がテレワークを実施するために企業が負担・支出した経費

### 2. テレワーク推進強化期間（奨励金の取組期間）の延長等

#### <テレワーク推進強化期間>

変更前：令和3年12月6日（月）から令和5年3月31日（金）まで

変更後：令和3年12月6日（月）から**令和5年5月7日（日）まで**

#### <事前エントリー期限>

変更前：令和5年3月31日（金）まで

変更後：**令和5年5月7日（日）まで**

#### <奨励金申請受付期限>

変更前：令和5年4月30日（日）まで

変更後：**令和5年6月30日（金）まで**

※感染症の分類の見直しが行われる5月7日まで延長し、それ以降の対応については改めてお知らせします。

事前に「テレワーク東京ルール」及び「テレワーク推進リーダー」の登録を行い、奨励金の事前エントリーを行う必要があります。

登録・事前エントリーはこちらから ▶ <https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/>



#### ◆事業の流れ

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言（「テレワーク推進リーダー」含む）への登録

Web上から事前エントリー

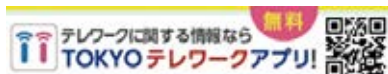
取組実施

奨励金申請・支給

奨励金の詳細はこちらから

▶ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/tele-suisinkyoka.html>

お問い合わせ先 ▶ 公益財団法人 東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 「テレワーク推進強化奨励金」事務局  
03-6734-1301（平日9時～17時）※平日12～13時、土日・祝日、年末年始を除く



【問い合わせ先】 産業労働局 雇用就業部 労働環境課  
電話：03（5320）4657